

「令和8年度第1回高知県教科用図書選定審議会」

開催日時：令和8年4月21日（火）14：00～15：30

開催場所：高知会館 3階 飛鳥の間

出席者：

（委員）

井上久美委員、岡村君代委員、清水幸賢委員、小笠原幸子委員、
柏原智子委員、佐藤京子委員、高橋弘江委員、三木守委員、
北村邦彦委員、竹内信人委員、田邊裕貴委員、黒瀬渡委員、
久寿久美子委員、松田文雄委員、松本秀彦委員、織田敦子委員、
平石勝久委員、山中由香委員

※欠席委員：堀ゆかり委員、北山幸治委員（計20名）

（事務局）

濱川智明教育次長

小中学校課：伊吹課長補佐、松村チーフ、

中谷指導主事

特別支援教育課：谷澤課長、吉井チーフ、

吉村指導主事、前田指導主事、宮地指導主事、杉元指導主事

「開会」

1. 開会

会議冒頭に事務局（司会）より会議を非公開とする提案があり、承認された。

（非公開とする理由・・・審議会等の会議の公開に関する指針、3 公開基準（2））

2. 高知県教育委員会（教育次長 濱川智明）挨拶

3. 委員紹介

4. 教科用図書選定審議会の所掌事務についての説明

教科用図書選定審議会の所掌事務について、事務局からその根拠となる法令の説明を行った。根拠として挙げた法令は以下のとおり。

- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第10条及び第11条
- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 第7条及び第8条
- ・高知県教科用図書選定審議会の委員の定数等に関する条例 第1条
- ・高知県教科用図書選定審議会規則 第2条及び第4条

5. 会長・副会長互選

高知県教科用図書選定審議会規則第5条に基づき、本審議会の会長として、高知大学大学院教職実践高度化専攻教授の松本秀彦委員、副会長として高知市立昭和小学校校長の岡村君代委員を選出し、承認された。

6. 会長・副会長挨拶

7. 令和9年度使用学校教育法附則第9条の規定による一般図書採択事務についての説明

事務局（特別支援教育課）より、令和9年度使用学校教育法附則第9条の規定による一般図書採択事務について、以下のとおり説明を行った。

・学校教育法附則第9条の規定について

学校においては検定教科書又は著作教科書の使用が義務付けられているが、その例外として高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育諸学校の特別支援学級において、これらが発行されていない特別な場合や使用することが適当でない場合に、それら以外の図書を使用できることが規定されている。

・学校教育法施行規則第131条について

特別支援学校では、学校教育法施行規則第131条第2項で、特別の教育課程による場合において、検定教科書又は著作教科書を使用することが適当でない場合には、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる定められている。また、小・中・義務教育学校の特別支援学級についても、同規則、第139条において同様の規定がなされている。

・現在、県立特別支援学校及び小・中・義務教育学校の特別支援学級においては、児童生徒の障害の状態や程度も多様であり、特別の教育課程を編成している場合には、当該学年以下の検定教科書を使用したり、さらにそれらの教科書が適切でない、主に知的障害のある児童生徒については、絵本など市販されている一般図書を使用したりすることができるため、県教育委員会では本審議会の意見を聞き、十分な調査研究を行い、適切な教科用図書を採択する必要がある。

・一般図書については、毎年採択替えができることになっている。これに関する関係法規は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に示されている。

・現在、県立特別支援学校の小・中学部で選択することのできる学校教育法附則第9条の規定による一般図書は610冊である。これらについては、既にこれまでに調査研究を行い、これまでの選定審議会で審議を頂いた図書であるため、令和9年度用教科用図書として積み上げていく予定である。

- ・令和9年度用として新たに調査を行う「一般図書の一覧」を示している。特別支援学校からの希望を中心に、合わせて10冊についての調査を行い、本審議会においてご意見を頂きたい。

8. 令和9年度使用学校教育法附則第9条の規定による一般図書選定資料作成に関する諮問事務局より、諮問文を読み上げ、会長に手渡した。

9. 審議

事務局より、採択基準及び選定に必要な資料の作成について以下の提案を行った。

(事務局：特別支援教育課)

- ・令和9年度に特別支援学校において使用する教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書選定資料作成基本方針について

(1) 基本条件

選定される教科用図書は、教育基本法に定める教育の目的、目標並びに学校教育法に定める学校の目的及び教育の目標に基づき、我が国の現状と伝統について正しい理解に導くとともに、政治や宗教に対し公正であり、自主性を培い、人間性豊かな児童生徒の育成に役立つ内容であること。

(2) 必要条件

- ①学習指導要領の総則に示された教育課程編成の一般方針や各教科の目標・内容等を適切に反映するように、十分な配慮がなされていること。
- ②内容や表現等に偏りがなく全体として調和がとれ、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、思考力・判断力・表現力等を育成するための質・量両面の充実がなされていること。
- ③児童生徒が意欲的に学習に取り組むための配慮・工夫がなされていること。
- ④内容、表現、分量、配列などが児童生徒の心身の発達段階に適応していること。

- ・学校教育法附則第9条の規定による義務教育諸学校における一般図書選定資料のための調査項目について

- (1) 学習指導要領に示された各教科の目標・内容に合っていること。
- (2) 児童生徒一人一人の教育課程に適合した教材としての特性が明確であること。

- ・留意点について

- (1) 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- (2) 可能な限り系統的に編集されるとともに、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切でないこと。
- (3) 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、図書の間系

統性にも配慮すること。

(4) 価格については、教科書無償給与予算との関連から、高額なものに偏らないこと。

・選定資料作成について

調査項目に基づき調査した内容を以下の3点にまとめて表記すること。

- (1) 内容構成について
- (2) 表現・印刷について
- (3) 総合所見

うへの提案を受けて、質疑及び審議を行った。

(委員)

新たに調査を行う図書一覧の9番「やってみよう！やさしい言葉で学べる「情報」」について、
どういった活用の仕方を考えられているか。

(事務局)

前提として、現行の学習指導要領において、情報活用能力は学習の基盤となる資質能力として、とても重要な位置付けにある。活用については、中学部の職業・家庭など、情報の基礎から応用まで幅広く扱う授業での活用を想定しているが、適切かどうかについては、専門調査委員会の中でしっかり検討していきたいと考えている。

(会長)

事務局提案内容でよろしいか。

(委員全員)

承認。

1 0. 教科用図書専門調査員の設置及び専門調査員の推薦

教科用図書専門調査員の推薦について事務局案が提案され、承認された。

1 1. 会長挨拶

1 2. 高知県教育委員会挨拶

1 3. 閉会